

監督署の窓

「代休」の法律問題について



1、労働者から労働基準監督署に寄せられる相談の中で、「休日出勤したら代休をとってくださ」といわれているが、代休もとることができずに何十日も代休がたまっている」というものがありました。代休は法律上のどのような問題点があるのでしょうか。

「振替」も「代休」も、休日に出勤する代わりに労働日を休みとすることですが、法律上はその意味が異なります。振替は他の日に休日を振り替えることによって、休日労働にはなりません。 「代休」はあくまでも休日労働をおこなない、労働日とされていた日に休むことにより通常の労働時間の賃金を相殺することです。「代休」を適法に行うには、36協定の範囲内で行うことと35パーセ

ントの休日割増賃金を支払うことが必要となります。 休日振替は、就業規則に、休日労働を振り替えるには、「振替」を必要とする場合には休日振替を定めることができる旨の規定を設け、休日労働を振り替える前にあらかじめ振り替えるべき日を特定する必要があるとあります。また、「代休」とは、振り替えるべき日を事前に特定せず、休日労働させ、その代償としてその後の特定の労働日の労働義務を免除することとされます。

（解 釈 例 規 則 ・ 昭 和 23 年 基 取 1 3 9 7 号、 昭 和 63 年 基 発 1 5 0 号）
 休日労働を振り替えると、休日労働ではなくなり、休日割増の必要はなくなります。同一週に振り替えないと25パーセントの割増賃金が必要となります。振り替えたことにより、その週の労働時間が1週間の法定労働時間（40時間）を超えたとその超えた時間が時間外労働となるからです。（解 釈 例 規 則 ・ 昭 和 22 年 基 発 4 0 1 号、 昭 和 63 年 基 発 1 5 0 号）

3、「代休」の賃金の取り扱いについて
 労働基準法第24条において、使用者は、①通貨で、②直接労働者に、③その全額を、④毎月1回以上、⑤一定日に支払わなければならない、という賃金支払いの5原則が定められています。 休日出勤した日の賃金については、③の全額支払いの原則により休日労働日の属する賃金計算期間の賃金として割増賃金も含めて、その月の賃金支払日に支払わなければならない。 休日労働をした日が属する賃金計算期間の中で

代休をとれた場合は、35パーセント、とれなかった場合は、135パーセントの休日労働手当をプラスしてその支払日に支払う必要があります。 4、「代休」が問題となりうること

「代休」をとつてもとらなくてもそれ自体は法律上問題となることはありません。「代休」に関して法律上問題となるのは、その月に休日労働の割増賃金が支払われていないことです。 冒頭の相談内容について、よく聞いてみると、休日出勤した場合、休日手当の代わりに平日に休むことで相殺されるといふことになっていて、休日とされているのに、平日に休めるはずがなく、まさに、問題となっているのは、「代休がとれない」のではなく、「休日労働手当が支払われていない」ということでした。